

商品名		普通預金	無利息型普通預金 (決済用預金に該当します。)
販売対象		・法人および個人の方	
期間		・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。	
	(2) 預入金額	・1円以上	
	(3) 預入単位	・1円単位	
払戻方法		・随時払い戻しできます。	
利息	(1) 適用金利	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。	・お利息はつきません。
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日 に元金に組入れます。	
	(3) 計算方法	・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について 付利単位を100円とし、利息を計算します。	
税金		・個人のお利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (マル優利用の場合を除きます。) ・法人は総合課税となります。	・税金はかかりません。
手数料		・キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める 手数料をいただくことがあります。	
付加できる 特約事項		・個人は「総合口座」の取扱いができます。 ・個人はマル優の取扱いができます。	・個人は「総合口座」の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い		_____	
金利情報の 入手方法		・金利は店頭の金利表示ボードまたは 窓口へご照会ください。	_____
苦情処理措置 紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)に お申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁 センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に 上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム 等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決 する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん 相談所にお問合せください。 	
その他参考と なる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が 保護の対象となります。(当金庫に複数の口座が ある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元 本を合計して1,000万円までとその利息等が保護さ れます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となります。 決済用預金に該当しますので全額保護されます。